

令和8年2月12日

加古川市長
岡田 康裕 様

加古川市環境審議会
会長 奥 勇一郎

加古川市における今後の悪臭規制の在り方について(答申)

令和7年7月2日付けで諮問のあった「加古川市における今後の悪臭規制の在り方」については、環境保全部会を設置し、慎重に審議してまいりました。

悪臭による公害は、市民の生活環境に直接的な影響を及ぼす要因の一つであり、「うるおいとやすらぎのある環境」の実現に向けて取り組むべき重要な課題です。また、快適な生活環境を将来にわたって維持していくためには、持続可能な発展の視点からも、地域全体での調和のとれた適切な悪臭対策が求められます。

一方で、苦情の多くは行政指導により改善が見られること、実態調査の結果では苦情発生状況と臭気の強さが整合していないことから、画一的に規制を行うことは必要以上に事業活動を制限する恐れがあり、現状の課題に対しては馴染まないと考えられます。

つきましては、加古川市における今後の悪臭規制の在り方については、事業者に対する自主的な取組の促進を重視することにより生活環境を保全すべきであり、下記のとおり答申いたします。

記

1 防臭・脱臭対策の支援

事業者の周辺環境に応じた改善に関する情報提供や助言を積極的に行っていくこと。また、中小・零細企業においては資金面の制約により、臭気対策に一定の困難があることから、臭気対策の推進を図るため、防臭・脱臭対策に対する支援を検討すること。

2 地域とのコミュニケーションの促進

事業者が地域住民との定期的な懇談、地域行事への参加などを通じて地域との円滑なコミュニケーションを図ることにより、地域住民との良好な相隣関係が構築できるよう促すこと。

3 実効性のある苦情対応

苦情が発生した際には、臭気の発生状況や被害の程度を的確に把握するとともに、指導にあたっては、より具体的な改善策に結びつくよう努めること。

また、これらが持続的に実施されるよう、必要な技術・知見の習得・承継など、職員の養成に努めること。

4 事業者への啓発・情報発信

事業者の自主管理を促すため、防臭・脱臭対策や施設の日常管理方法について必要な情報を適宜発信すること。また、新たに立地する事業者に対しては、周辺の生活環境に十分配慮した操業が行われるよう、事前指導・啓発を行うこと。

5 継続的な状況把握

引き続き市内における臭気発生状況や悪臭苦情発生状況を把握し、新たな課題が発生した場合などには法的規制の必要性について改めて見直しを行うこと。

以 上